

令和8年6月18日

土木部地域交通課

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する 条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

江東区立東大島駅北自転車駐車場（江東区大島九丁目4番先）を新たに設置するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 条例第16条第2項別表第2に当該施設の名称及び位置を追加する。
- (2) 当該施設の準備行為に係る所要の規定を整備する。

3 改正の内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

規則で定める日

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																		
目次 (略)	目次 (略)																		
本則 (略)	本則 (略)																		
別表第 1 (略)	別表第 1 (略)																		
別表第 2 (第 1 6 条関係)	別表第 2 (第 1 6 条関係)																		
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>江東区立東大島 駅自転車駐車場</td><td>東京都江東区大島 九丁目 3 番 1 4 号</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		江東区立東大島 駅自転車駐車場	東京都江東区大島 九丁目 3 番 1 4 号	(略)		<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>江東区立東大島 駅自転車駐車場</td><td>東京都江東区大島 九丁目 3 番 1 4 号</td></tr> <tr> <td><u>江東区立東大島 駅北自転車駐車 場</u></td><td><u>東京都江東区大島 九丁目 4 番先</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		江東区立東大島 駅自転車駐車場	東京都江東区大島 九丁目 3 番 1 4 号	<u>江東区立東大島 駅北自転車駐車 場</u>	<u>東京都江東区大島 九丁目 4 番先</u>	(略)	
名称	位置																		
(略)																			
江東区立東大島 駅自転車駐車場	東京都江東区大島 九丁目 3 番 1 4 号																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
江東区立東大島 駅自転車駐車場	東京都江東区大島 九丁目 3 番 1 4 号																		
<u>江東区立東大島 駅北自転車駐車 場</u>	<u>東京都江東区大島 九丁目 4 番先</u>																		
(略)																			
別表第 3 (略)	別表第 3 (略)																		
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 2 この条例による改正後の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の規定に基づく江東区立東大島駅北自転車駐車場の利用申請の受付その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。																		